

京都市区役所事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年9月3日

京都市長 門川大作

京都市規則第45号

京都市区役所事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市区役所事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第6条第2項市民窓口課の項第7号中「及び」を「並びに」に改め、「交付」の右に「及び記載事項の変更」を加え、同号に次のただし書を加える。

ただし、文化市民局の所管に属するものを除く。

附 則

この規則は、令和3年9月6日から施行する。

(行財政局人事部人事課)